

【表紙】

【提出書類】 内部統制報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の4第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2025年6月25日

【会社名】 四国電力株式会社

【英訳名】 Shikoku Electric Power Company, Incorporated

【代表者の役職氏名】 取締役社長 社長執行役員 宮本喜弘

【最高財務責任者の役職氏名】 ー

【本店の所在の場所】 香川県高松市丸の内2番5号

【縦覧に供する場所】 四国電力株式会社 徳島支店
(徳島県徳島市寺島本町東2丁目29番地)
四国電力株式会社 高知支店
(高知県高知市本町4丁目1番11号)
四国電力株式会社 愛媛支店
(愛媛県松山市湊町6丁目6番地2)
株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項】

当社取締役社長 社長執行役員 宮本喜弘は、当社の財務報告に係る内部統制の整備及び運用に責任を有しており、企業会計審議会の公表した「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の改訂について（意見書）」に示されている内部統制の基本的枠組みに準拠して財務報告に係る内部統制を整備及び運用している。

なお、内部統制は、内部統制の各基本的要素が有機的に結びつき、一体となって機能することで、その目的を合理的な範囲で達成しようとするものである。このため、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

2 【評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項】

財務報告に係る内部統制の評価は、当事業年度の末日である2025年3月31日を基準日として実施し、評価に当たっては、一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠した。

本評価においては、連結ベースでの財務報告全体に重要な影響を及ぼす内部統制（全社的な内部統制）の評価を行った上で、その結果を踏まえて、評価対象とする業務プロセスを選定した。当該業務プロセスの評価においては、選定した業務プロセスを分析した上で、財務報告の信頼性に重要な影響を及ぼす統制上の要点を識別し、当該統制上の要点について整備及び運用状況を評価することによって、内部統制の有効性に関する評価を行った。

財務報告に係る内部統制の評価の範囲は、当社並びに連結子会社及び持分法適用会社について、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性の観点から必要な範囲を決定した。財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性は、財務報告に対する金額的及び質的影響並びにリスクの発生可能性を考慮して決定しており、当社並びに連結子会社12社及び持分法適用関連会社2社を対象に行った全社的な内部統制の評価結果を踏まえ、業務プロセスに係る内部統制の評価範囲を合理的に決定した。そのうち、上場会社である持分法適用関連会社1社については、当該関連会社の財務報告に係る内部統制報告書（当該関連会社からの報告等を含む）を利用している。なお、その他の持分法適用会社9社については、金額的及び質的重要性の観点から僅少であると判断し、全社的な内部統制の評価範囲に含めていない。

業務プロセスに係る内部統制の評価範囲については、当社グループ（当社及び連結子会社）における主たる事業が、設備投資などの事業コストを基本料金や使用量に応じて料金回収するビジネスモデルであることから、事業拠点の重要性を判断する指標として、事業拠点の規模を示す契約数・使用量と相関性の高い売上高が最も適していると判断した。そのうち、電気事業の売上高は、連結ベースの売上高の一定割合（おおむね3分の2程度）を超えていることに加え、エネルギー政策の変化や新たな環境規制の導入などにより事業環境が大きく変化するリスクや自然災害による供給支障リスクなどを孕んでおり、これらのリスクが連結グループに与える影響も大きいことから、電気事業を「重要な事業拠点」とした。選定した重要な事業拠点は、発電・送配電設備の投資・維持及び燃料の購入等を通じてお客さまに電気を供給するサービスを主としているため、有形及び無形固定資産（その他の固定資産を除く）、核燃料、棚卸資産、他社購入電力料、電気事業営業収益及び売掛金等を企業の事業目的に大きく関わる勘定科目として、これらに至る業務プロセスを評価の対象とした。

さらに、電気事業以外の事業拠点をも含めた範囲から、重要な虚偽記載の発生可能性が高く、見積りや予測を伴う重要な勘定科目に係る業務プロセスやリスクが大きい取引を行っている事業又は業務に係る業務プロセスの選定を行い、カントリーリスクなど事業リスクが大きい国際事業の投資判断に係るプロセスと、当社グループの中核事業の一つである情報通信事業の売上高（その他事業営業収益）に係る主要な販売プロセスを、財務報告への影響を勘案して重要性の大きい業務プロセスとして評価対象に追加した。

3 【評価結果に関する事項】

上記の評価の結果、2025年3月31日時点において、当社の財務報告に係る内部統制は有効であると判断した。

4 【付記事項】

該当事項なし。

5 【特記事項】

該当事項なし。